平成２７年（フ）第１１６８号
名古屋市千種区菊坂町１丁目２番地　プレシアスコート菊坂町401、従前の住所名古屋市千種区見附町３丁目１番地
債務者　古川　雅康
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　克也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８５号
福岡市博多区西春町１丁目１―27リンデンバーム南福岡201、住民票上の住所熊本市東区長嶺西２丁目８番20―202号　ステープル長嶺Ｃ
債務者　山口　　剛
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８１号
横浜市神奈川区神大寺１丁目12番７―108号
債務者　手塚　　孝
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　遥二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５４号
横浜市旭区若葉台１丁目10番1305号
債務者　阿久津幸司
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　範之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１号
熊本市中央区大江１丁目10番39号　ユキヤビル406号
債務者　中熊　　勉
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石部　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２５号
埼玉県熊谷市柿沼889番地８
債務者　芹澤　浩司
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２１号
沖縄県名護市字許田612番地２
債務者　仲松　　均
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田妃呂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第５４号
岐阜県大垣市久瀬川町２丁目37番地
債務者　増井刀光哲
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３８３号
熊本市東区尾ノ上１丁目39番21号　フィルドハイツ201
債務者　山口千香子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７４号
名古屋市守山区小六町17番12号　千代田グリーンハイツ1005号
債務者　水野　昌儀
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇本　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５７号
名古屋市南区三条２丁目４番12号　ハイツサンルート２Ｂ号
債務者　工藤憲太郎
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森澤　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３１号
長野県塩尻市大門五番町18番14号
債務者　小山　和義
1　決定年月日時　平成27年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４１号
長野県茅野市泉野5931番地42
債務者　石井　朋樹
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市出石町福住1320番地　福住住宅204号
債務者　谷垣　和紀
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市出石町福住1320番地　福住住宅204号
債務者　谷垣　麻美
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市徳吉272番地の１　徳吉団地Ｒ18―３
債務者　林　　義博
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鳥取地方裁判所民事部